

令和元年度環境報告書

資料編

(平成30年度の生活環境の状況に関する報告)

安城市

目 次

1 水質汚濁	
(1) 河川水質調査地点	1
(2) 環境基準の達成状況	2
(3) 環境基準適合率の推移	2
(4) 河川水質の月変化	3
(5) 河川水質の経年変化	5
(6) 河川水質・底質の細密調査結果	11
2 騒音・振動	
(1) 自動車交通騒音測定結果	15
(2) 道路交通振動測定結果	15
(3) 主要路線（国道1号線、国道23号線）自動車交通騒音の経年変化	16
(4) 主要路線（国道1号線）道路交通振動の経年変化	16
(5) 自動車騒音常時監視結果	17
(6) 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況	18
(7) 新幹線鉄道振動指針値達成状況	18
3 大気汚染	
(1) 大気汚染測定地点	19
(2) 県大気測定所（安城農林高校）における測定結果	20
4 悪臭	
嗅覚測定法による臭気指数測定結果	22
5 地盤沈下	
(1) 地盤沈下水準点測定結果	23
(2) 地下水位測定結果	25
(3) 地下水位の経年変化（年平均値）	25
6 ダイオキシン類	
(1) 排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果（平成30年度）	26
(2) 大気環境中におけるダイオキシン類測定結果（平成30年度）	26
7 基準等	
(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）	27
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	28
(3) 環境基準に係る水域類型の指定	30
(4) 騒音に係る環境基準	31
(5) 特定工場等に係る規制基準	32

(6) 自動車騒音に係る要請限度	32
(7) 道路交通振動に係る要請限度	32
(8) 大気汚染に係る環境基準	33
(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分	34
8 公害苦情	
(1) 発生源・種類別苦情処理件数	35
(2) 月別・種類別苦情処理件数	35
(3) 用途地域別苦情処理件数	35
(4) 被害の種類別苦情処理件数	35
(5) 苦情件数経年変化	36
9 対策	
(1) 環境保全協定の締結状況	37
(2) 水質汚濁防止事業	38
(3) 油ヶ淵浄化デー	38
10 附録	
(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況	39
(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の 届出状況	39
(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況	39
(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設 及び炭化水素系物質発生施設の届出状況	40
(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	40
(6) 特定建設作業の届出件数	41
(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設 ・振動発生施設の届出状況	41
(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	42
(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況	42
(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係 工場等届出状況	43
(11) 安城市環境基本条例	44
(12) 安城市環境審議会規則	47

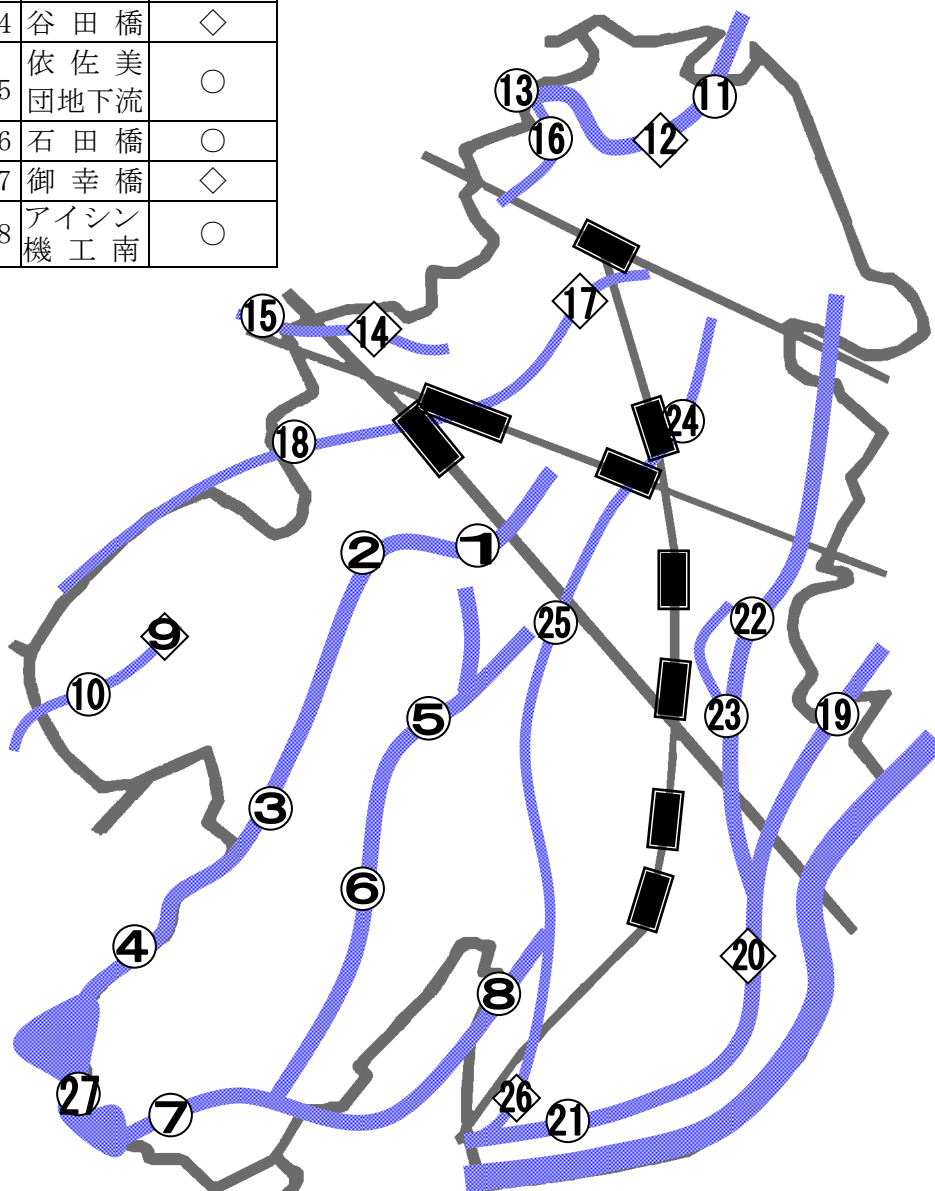
1 水質汚濁

(1) 河川水質調査地点

水域	河川名	水域類型	調査地点	調査内容
境川等水域	長田川	C	1 毛賀知橋	○
			2 記念橋	○
			3 榎前橋	○
			4 長田橋	○
	半場川	C	5 隅田橋	○
			6 和泉橋	○
			7 内浜橋	○
	朝鮮川	C	8 山田橋	○
	稗田川	C	9 デンソー高棚南	◇
			10 高棚橋	○
	猿渡川	D	11 宮橋	○
			12 野池橋	◇
			13 二百目橋	○
	吹戸川	—	14 谷田橋	◇
			15 依佐美団地下流	○
	石田川	—	16 石田橋	○
	上倉用悪水	—	17 御幸橋	◇
			18 アイシン機工南	○

水域	河川名	水域類型	調査地点	調査内容
矢作川水域	鹿乗川	C	19 東鹿乗橋	○
			20 秋葉下橋	◇
			21 居林橋	○
	西鹿乗川	—	22 西鹿乗橋	○
	勢井前川	—	23 栄古橋	○
	追田川	—	24 北安城駅東	○
25 広畔橋			○	
26 鹿乗川合流地点			◇	
湖沼	油ヶ淵	B	27 見合橋	○

(注) (1)○印：定期調査（年5回）と
細密調査（年1回）
(2)◇印：細密調査（年1回）



(2) 環境基準の達成状況

(環境基準の水域・類型指定河川 平成30年度)

類型	項目 調査地点	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	判定	
C	長田川	毛賀知橋	7.1	8.6	2.6	8	○	
		記念橋	7.2	9.6	2.0	4	○	
		榎前橋	7.2	9.3	4.3	9	○	
		長田橋	7.2	8.8	2.7	9	○	
C	半場川	隅田橋	7.0	9.8	3.6	10	○	
		和泉橋	7.0	8.7	2.6	13	○	
		内浜橋	7.0	7.7	2.1	16	○	
C	朝鮮川	山田橋	6.7	8.1	2.5	55	×	
C	稗田川	高棚橋	7.0	10.9	2.0	8	○	
D	猿渡川	宮橋	7.1	9.3	1.9	9	○	
		二百目橋	7.1	10.0	1.5	9	○	
C	鹿乗川	東鹿乗橋	7.0	7.9	3.9	21	○	
		居林橋	7.0	7.2	3.6	18	○	
B	油ヶ淵	見合橋	7.3	8.4	-	20	7.2	×

■は環境基準を越えたもの。BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値。

環境基準

類型(水域)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)
C類型(河川)	6.5以上8.5以下	5以上	5以下	50以下	
D類型(河川)	6.0以上8.5以下	2以上	8以下	100以下	
B類型(湖沼)	6.5以上8.5以下	5以上		15以下	5以下

(3) 環境基準適合率の推移

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境基準 指定河川	環境基準適合回数	72	75	82	79	76	73	76	75	75	70	76
	総測定回数	78	81	86	81	81	81	81	81	81	81	81
	適合率(%)	92.3	92.6	95.3	97.5	93.8	90.1	93.8	92.6	92.6	86.4	93.8
全河川	環境基準適合回数	100	111	120	115	120	109	113	112	111	114	113
	総測定回数	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
	適合率(%)	79.4	88.1	95.2	91.3	95.2	86.5	89.7	88.9	88.1	90.5	89.7

(注) 環境基準未指定の河川の環境基準適合率は、石田川・吹戸川・上倉用悪水は流入する猿渡川の類型に準じてD類型を、西鹿乗川・勢井前川・追田川は流入する鹿乗川の類型に準じてC類型を、それぞれ適用して算出した。

(4) 河川水質の月変化

長田川 (1 毛賀知橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	7.1	6.3	8.4	10	9.7	8.6
BOD	5以下	2.5	2.6	1.8	2.3	2.1	5.2	2.8
COD	—	5.7	4.6	6.6	7.6	3.9	6.4	5.8
S S	50以下	13	6	9	4	4	10	8
全窒素	—	4.1	2.2	2.0	4.6	2.2	2.3	2.9
全燐	—	3.1	0.2	2.0	6.7	4.7	1.2	3.0

長田川 (2 記念橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	10	8.4	10	10	9.0	9.6
BOD	5以下	1.7	1.2	1.6	1.4	2.0	2.8	1.8
COD	—	4.6	4.0	4.8	3.4	3.4	4.9	4.2
S S	50以下	7	4	8	2	2	3	4
全窒素	—	4.1	2.2	2.1	2.1	2.5	2.6	2.6
全燐	—	2.7	0.2	0.89	1.2	4.7	1.1	1.8

長田川 (3 榎前橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	8.1	8.2	10	9.7	10	9.3
BOD	5以下	2.1	1.7	1.5	2.6	6.3	4.3	3.1
COD	—	5.3	4.2	5.6	5.0	7.8	6.2	5.7
S S	50以下	9	8	17	4	9	8	9
全窒素	—	3.6	1.9	2.1	3.3	4.4	4.5	3.3
全燐	—	1.0	0.21	0.5	1.3	4.3	1.0	1.4

長田川 (4 長田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.4	7.9	7.2	9.2	10	8.9	8.8
BOD	5以下	1.7	1.5	1.8	2.2	2.7	4.3	2.4
COD	—	5.3	4.1	4.8	5.3	3.6	6.0	4.9
S S	50以下	12	7	13	6	3	11	9
全窒素	—	3.2	2.4	1.8	3.6	3.0	4.2	3.0
全燐	—	1.0	0.22	0.47	1.9	1.5	0.8	1.0

半場川 (5 隅田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.2	9.2	7.4	9.8	13	10	9.8
BOD	5以下	4.9	1.7	1.7	1.3	2.6	3.6	2.6
COD	—	6.8	3.8	6.0	3.5	3.5	6.0	4.9
S S	50以下	11	11	20	4	4	8	10
全窒素	—	2.4	1.6	1.9	2.6	4.9	3.0	2.7
全燐	—	0.30	0.16	0.23	0.17	0.26	0.23	0.23

半場川 (6 和泉橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.1	7.6	7.1	9.9	9.7	10	8.7
BOD	5以下	2.6	1.9	2.1	1.5	2.5	3.6	2.4
COD	—	5.8	4.6	5.4	4.8	3.0	5.9	4.9
S S	50以下	24	18	18	3	1	12	13
全窒素	—	2.0	1.5	1.8	2.6	4.4	2.8	2.5
全燐	—	0.29	0.17	0.24	0.18	0.17	0.23	0.21

半場川 (7 内浜橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.7	7.2	5.7	7.6	9.6	8.3	7.7
BOD	5以下	1.9	1.9	2.1	1.3	1.4	2.9	1.9
COD	—	6.4	3.8	5.8	4.8	2.7	6.5	5.0
S S	50以下	31	12	16	11	1	22	16
全窒素	—	2.7	1.5	1.8	3.1	4.5	3.6	2.9
全燐	—	0.37	0.16	0.26	0.22	0.23	0.25	0.25

朝鮮川 (8 山田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.2	7.9	7.6	8.0	8.3	8.8	8.1
BOD	5以下	2.5	1.3	1.9	1.8	2.4	3.5	2.2
COD	—	17	4.7	5.5	5.1	3.8	7.6	7.3
S S	50以下	240	31	22	9	3	23	55
全窒素	—	4.7	0.94	2.1	3.1	6.4	5.1	3.7
全燐	—	1.40	0.16	0.25	0.23	0.44	0.41	0.48

稗田川 (10 高棚橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	12	11	7.5	12	12	11	10.9
BOD	5以下	1.3	0.8	1.9	2.0	1.0	2.0	1.5
COD	—	5.0	4.5	6.8	7.0	1.9	3.5	4.8
S S	50以下	7	6	15	12	3	7	8
全窒素	—	2.4	0.81	1.5	2.9	1.0	1.5	1.7
全燐	—	0.19	0.13	0.27	0.20	0.05	0.15	0.16

鹿乗川 (19 東鹿乗橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.6	7.8	6.5	6.0	10	8.4	7.9
BOD	5以下	4.1	2.4	1.7	3.9	3.3	3.8	3.2
COD	—	7.1	5.4	5.5	6.0	6.3	7.0	6.2
S S	50以下	12	18	18	16	34	12	21
全窒素	—	2.7	1.8	1.6	2.6	3.3	3.6	2.6
全燐	—	0.33	0.20	0.32	0.40	0.39	0.29	0.32

(注)(1) : ■ 印は環境基準値を超過したもの

(注)(2) : 単位はmg/l

鹿乗川 (21 居林橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.1	6.6	5.5	5.8	9.2	7.7	7.2
BOD	5以下	3.5	1.6	2.4	2.9	3.6	3.8	3.0
COD	—	7.2	4.5	6.5	4.5	4.6	5.9	5.5
S S	50以下	40	20	23	7	5	12	18
全窒素	—	2.3	1.4	1.6	2.4	3.2	3.4	2.4
全 燐	—	0.41	0.18	0.34	0.25	0.25	0.25	0.28

西鹿乗川 (22 西鹿乗橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10	9.7	8.3	6.8	12	11	9.6
BOD	5以下	2.8	1.1	1.7	2.3	1.4	3.4	2.1
COD	—	6.7	4.5	6.0	5.0	5.3	6	5.6
S S	50以下	24	14	17	8	20	10	16
全窒素	—	1.8	1.0	1.1	2.6	3.7	3.3	2.3
全 燐	—	0.30	0.16	0.24	0.17	0.32	0.23	0.24

勢井前川 (23 栄古橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.6	10	6.2	8.6	15	11	10.1
BOD	5以下	2.0	1.5	2.1	1.2	1.7	2.9	1.9
COD	—	5.6	5.0	5.9	3.5	3.5	6.1	4.9
S S	50以下	9	14	20	4	<1	3	9
全窒素	—	2.4	1.1	1.5	2.0	3.2	3.3	2.3
全 燐	—	0.20	0.16	0.20	0.12	0.15	0.18	0.17

追田川 (24 北安城駅東)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.4	10	6.6	9.7	17	11	10.3
BOD	5以下	4.9	1.6	2.0	2.4	2.7	15	4.8
COD	—	14	5.8	5.9	5.1	4.7	8.2	7.3
S S	50以下	110	35	60	3	6	3	36
全窒素	—	2.7	1.1	1.1	3.3	1.7	6.2	2.7
全 燐	—	0.65	0.14	0.27	0.49	0.18	0.75	0.41

追田川 (25 広畔橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	12	12	7.9	13	16	14	12.5
BOD	5以下	2.4	0.7	1.8	1.8	2.0	3.8	2.1
COD	—	7.1	4.7	6.0	6.2	7.0	7.9	6.5
S S	50以下	20	9	19	1	1	1	9
全窒素	—	2.3	0.86	1.1	2.2	2.2	2.2	1.8
全 燐	—	0.28	0.12	0.26	0.17	0.12	0.33	0.21

猿渡川 (11 宮 橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	9.5	7.5	7.1	9.5	13	9.1	9.3
BOD	8以下	1.1	0.9	1.6	1.4	1.9	4.6	1.9
COD	—	5.0	4.1	5.0	4.0	4.2	6.2	4.8
S S	100以下	12	12	15	5	2	8	9
全窒素	—	2.9	1.3	1.8	3.8	4.7	4.3	3.1
全 燐	—	0.23	0.13	0.18	0.19	0.34	0.25	0.22

猿渡川 (13 二百目橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	10	8.1	7.8	10	14	9.8	10.0
BOD	8以下	1.5	1.0	1.2	0.9	1.3	3.5	1.6
COD	—	5.0	3.5	4.9	3.7	3.2	5.6	4.3
S S	100以下	10	10	17	4	3	8	9
全窒素	—	2.5	1.0	1.4	2.9	3.7	3.6	2.5
全 燐	—	0.23	0.11	0.18	0.16	0.24	0.26	0.20

石田川 (16 石田橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	7.9	6.9	6.9	5.7	12.0	4.8	7.4
BOD	8以下	3.1	1.2	1.4	2.3	3.5	5.3	2.8
COD	—	4.0	2.6	4.9	3.6	5.7	5.2	4.3
S S	100以下	7	4	25	1	17	1	9
全窒素	—	2.5	1.0	1.2	2.2	2.8	2.6	2.1
全 燐	—	0.10	0.07	0.13	0.12	0.24	0.14	0.13

吹戸川 (15 依佐美団地下流)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	8.4	6.0	7.5	6.7	7.6	6.5	7.1
BOD	8以下	2.3	2.6	2.3	4.7	10	5.8	4.6
COD	—	4.7	5.1	5.0	9.7	8.7	9.0	7.0
S S	100以下	10	7	9	18	8	10	10
全窒素	—	2.0	2.2	1.6	2.5	4.0	3.3	2.6
全 燐	—	0.17	0.15	0.16	0.27	0.30	0.27	0.22

上倉用悪水 (18 アイシン機工南)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	15	11	8.4	12	15	12	12.2
BOD	8以下	0.7	<0.5	1.2	0.9	1.2	1.5	1.0
COD	—	3.6	3.0	6.0	3.5	1.9	2.7	3.5
S S	100以下	5	4	50	4	2	4	12
全窒素	—	1.60	0.87	1.10	0.80	0.56	0.76	0.95
全 燐	—	0.450	0.054	0.180	0.072	0.047	0.099	0.150

油ヶ淵 (27 見合橋)

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.9	9.4	3.6	7.9	12	9.3	8.4
BOD	—	2.8	2.3	2.2	3.5	0.5	3.9	2.5
COD	5以下	7.0	5.4	7.2	7.7	3.1	6.5	6.2
S S	15以下	31	9	16	15	10	40	20
全窒素	—	1.8	1.7	1.6	1.9	3.3	2.6	2.2
全 燐	—	0.41	0.18	0.38	0.35	0.25	0.29	0.31

(注) (1) : ■ 印は環境基準値を超過したもの

(注) (2) : 単位はmg/l

(注) (3) : 環境基準未指定河川の環境基準は、石田川・吹戸川・上倉用悪水は流入する猿渡川の類型に準じてD類型の、西鹿乗川・勢井前川・追田川は流入する鹿乗川の類型に準じてC類型の環境基準をそれぞれ適用した。

(5) 河川水質の経年変化

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	長 田 川 (C 類 型)									
		1 毛賀知橋					2 記念橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.4	7.2	7.2	7.1	7.2	7.4	7.3	7.2	7.2
D O (mg/ℓ)	5以上	8.6	7.6	8.6	8.8	8.6	11.0	10.0	10.5	11.0	9.6
B O D (mg/ℓ)	5以下	3.5	2.4	2.7	3.3	2.6	1.6	1.6	1.6	1.6	2.0
C O D (mg/ℓ)	—	8.0	6.7	6.5	5.4	6.6	5.2	4.6	4.6	4.6	4.8
S S (mg/ℓ)	50以下	11	8	5	10	8	5	4	3	6	4
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.6	2.5	2.2	2.7	2.9	3.0	2.5	2.7	2.7	2.6
全リン (mg/ℓ)	—	2.8	3.0	2.3	3.1	3.0	1.7	1.6	1.5	2.0	1.8
電気伝導率 (mS/m)	—	27	25	24	21	23	23	22	22	21	23

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	長 田 川 (C 類 型)									
		3 榎前橋					4 長田橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	0.2	0.7	0.3	0.3
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2	7.0	7.3	7.2	7.2	7.2
D O (mg/ℓ)	5以上	10.0	10.0	10.7	10	9.3	8.4	9	10.0	9.1	8.8
B O D (mg/ℓ)	5以下	4.1	6	3.1	2.7	4.3	2.8	2.9	5.7	3.9	2.7
C O D (mg/ℓ)	—	7.0	6.6	6.0	5.9	6.2	5.2	5.7	6.3	5.3	5.3
S S (mg/ℓ)	50以下	14	14	6	8	9	11	12	9	8	9
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.9	3.4	3.3	3.0	3.3	3.0	2.9	3.1	3.3	3.0
全リン (mg/ℓ)	—	1.3	1.5	1.1	1.4	1.4	1.1	1.3	1.2	1.1	1.0
電気伝導率 (mS/m)	—	26	24	24	23	24	26	25	24	22	24

(注) (1) ■ :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	半 場 川 (C 類 型)									
		5 隅田橋					6 和泉橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.2	7.2	7.2	7.0	7.0	7.2	7.2	7.1	7.0
D O (mg/ℓ)	5以上	10.1	10.3	9.7	10	9.8	9.8	9.8	9.9	9.6	8.7
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.4	3.0	2.6	3.4	3.6	2.6	3.4	2.9	3.3	2.6
C O D (mg/ℓ)	—	4.2	5.4	4.8	4.0	6.0	6.0	5.6	4.7	4.6	5.8
S S (mg/ℓ)	50以下	9	11	8	7	10	28	16	10	11	13
全窒素 (mg/ℓ)	—	1.6	2.4	2.4	2.1	2.7	1.7	2.5	2.3	2.0	2.5
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	13	13	13	13	15	14	15	14	13	16

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	半 場 川 (C 類 型)				
		7 内浜橋				
		H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.5	0.3	1.3	0.8	0.6
p H	6.5以上8.5以下	6.9	7.1	7.1	7.1	7.0
D O (mg/ℓ)	5以上	7.8	7.6	8.3	8	7.7
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.1	1.8	2.4	2.8	2.1
C O D (mg/ℓ)	—	4.3	4.8	5.2	4.1	6.4
S S (mg/ℓ)	50以下	13	11	13	10	16
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.0	2.7	2.8	2.4	2.9
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
電気伝導率 (mS/m)	—	25	23	23	22	25

(注) (1) :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	朝鮮川 (C類型)					稗田川 (C類型)				
		8 山田橋					10 高棚橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.0	0.1	0.4	0.2	0.1
p H	6.5以上8.5以下	6.8	7.1	6.9	7.0	6.7	7.0	7.2	7.2	7.1	7.0
D O (mg/ℓ)	5以上	8.8	8.5	8.8	9	8.1	10.7	10.1	11.3	12	11
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.5	3.5	3.8	4.8	2.5	1.3	4.4	1.7	2.1	2.0
C O D (mg/ℓ)	—	6.5	6	7.2	5.7	7.6	4.5	6.8	6.2	5.0	6.8
S S (mg/ℓ)	50以下	18	25	13	14	55	8	23	14	9	8
全窒素 (mg/ℓ)	—	2.3	3.1	3.2	3.0	3.7	3.5	4.3	4.2	2.5	1.7
全リン (mg/ℓ)	—	0.3	0.4	0.3	0.3	0.5	0.2	0.3	0.4	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	20	20	18	26	25	22	21	20	17	15

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	鹿乗川 (C類型)									
		19 東鹿乗橋					21 居林橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	1.0	1.4	1.0	1.0	1.0	2.1	2.4	2.4	2.1	2.0
p H	6.5以上8.5以下	7.1	7.3	7.3	7.3	7.0	6.9	7.1	7.2	7.2	7.0
D O (mg/ℓ)	5以上	8.3	8.4	8.4	8.7	7.9	7.4	7.3	7.2	8	7.2
B O D (mg/ℓ)	5以下	2.9	3.0	8.1	3.5	3.9	3.1	3.8	4.0	4.3	3.6
C O D (mg/ℓ)	—	5.9	5.8	7.7	6.0	7.0	6.7	5.0	6.4	5.5	6.5
S S (mg/ℓ)	50以下	17	21	12	13	21	21	19	18	19	18
全窒素 (mg/ℓ)	—	1.9	2.1	2.9	2.5	2.6	1.9	2.2	2.5	2.4	2.4
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
電気伝導率 (mS/m)	—	18	16	19	19	20	18	16	18	18	19

(注) (1) ■:環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 年 度 測定項目	(注 3 環境 基準)	西 鹿 乘 川 (類型未指定)				
		22 西鹿乗橋				
		H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
p H	6.5以上8.5以下	7.0	7.1	7.1	7.2	7.0
D O (mg/l)	5以上	9.8	9.4	9.1	10	9.6
B O D (mg/l)	5以下	4.2	3.7	4.8	2.8	2.8
C O D (mg/l)	—	5.9	6.4	7.4	6.5	6.0
S S (mg/l)	50以下	15	15	16	17	16
全窒素 (mg/l)	—	2.1	2.7	2.6	2.1	2.3
全リン (mg/l)	—	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	22	19	20	16	19

採水地点 年 度 測定項目	環 境 基 準	猿 渡 川 (D 類 型)									
		11 宮 橋					13 二 百 目 橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流 量 (m ³ /s)	—	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.9	1.0	0.9	1.1	1.1
p H	6.0以上8.5以下	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.0	7.2	7.1	7.2	7.1
D O (mg/l)	2以上	9.5	8.9	9.3	9	9.3	10.9	10.0	10.2	10	10.0
B O D (mg/l)	8以下	1.8	2.1	4.0	3.1	1.9	1.7	2.4	2.3	2.7	1.5
C O D (mg/l)	—	4.7	4.1	4.5	4.7	5.0	4.6	4.8	4.3	4.7	5.0
S S (mg/l)	100以下	10	9	6	12	9	9	11	8	10	9
全窒素 (mg/l)	—	2.1	2.6	2.2	2.7	3.1	1.9	2.4	2.1	2.4	2.5
全リン (mg/l)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	15	17	13	16	19	16	16	13	15	16

(注) (1) :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の西鹿乗川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

採水地点 年 測定項目	環境基準 (注3)	勢井前川 (類型未指定)				
		23 栄古橋				
		H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
p H	6.5以上8.5以下	7.0	7.5	7.1	7.2	7.0
D O (mg/l)	5以上	11.3	12.0	10.7	11.0	10.1
BOD (mg/l)	5以下	3.1	2.9	2.2	2.1	2.1
COD (mg/l)	—	4.9	5.7	4.2	4.0	5.9
S S (mg/l)	50以下	9	13	6	5	9
全窒素 (mg/l)	—	1.6	1.9	1.7	1.8	2.3
全リン (mg/l)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	14	14	13	14	17

採水地点 年 測定項目	環境基準 (注3)	追田川 (類型未指定)									
		24 北安城駅東					25 広畔橋				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4
p H	6.5以上8.5以下	7.8	7.8	8.1	7.9	7.5	8.2	8.4	7.8	8.3	7.9
D O (mg/l)	5以上	12.7	12.0	14.8	14	10.3	14.5	14.9	13.3	14	12.5
BOD (mg/l)	5以下	4.3	1.6	2.3	4.2	4.9	2.3	2.3	2.1	1.7	2.4
COD (mg/l)	—	6.7	5.5	7.2	6.5	8.2	7.2	7.9	6.5	6.8	7.1
S S (mg/l)	50以下	17	28	10	14	36	12	9	4	11	9
全窒素 (mg/l)	—	1.8	2.1	2.4	1.4	2.7	1.6	1.5	1.6	1.2	1.8
全リン (mg/l)	—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	18	20	22	18	27	29	27	25	19	27

(注) (1) :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の勢井前川及び追田川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (注境3基準)	石田川 (類型未指定)					吹戸川 (類型未指定)				
		16 石田橋					15 依佐美団地下流				
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
p H	6.0以上8.5以下	6.8	6.9	6.9	6.9	6.7	7.0	7.1	7.0	7.1	7.1
D O (mg/ℓ)	2以上	7.4	5.9	8.5	6	7.4	8.2	7.1	7.6	8	7.1
B O D (mg/ℓ)	8以下	3.3	3.2	4.2	5.2	3.5	4.3	5	10.0	5.7	5.8
C O D (mg/ℓ)	—	5.2	4.7	4.5	3.7	5.2	4.8	6	9	7.1	9.0
S S (mg/ℓ)	100以下	14	7	7	2	9	11	7	7	9	10
全窒素 (mg/ℓ)	—	1.7	2.3	2.2	2.6	2.1	2.0	2.6	3.2	2.7	2.6
全リン (mg/ℓ)	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	14	15	14	18	15	16	18	18	16	18

採水地点 年 度 測定項目	環境基準 (注境3基準)	上倉用悪水 (類型未指定)				
		18 アイシン機工南				
		H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	0.2	0.2	0.7	0.4	0.3
p H	6.0以上8.5以下	7.9	7.8	7.9	7.9	7.5
D O (mg/ℓ)	2以上	15.8	13.3	14.9	14.0	12.2
B O D (mg/ℓ)	8以下	1.4	1.2	2.2	1.1	1.2
C O D (mg/ℓ)	—	4.8	3.7	5.0	3.3	3.6
S S (mg/ℓ)	100以下	10	4	9	5	12
全窒素 (mg/ℓ)	—	0.9	1.0	1.4	0.7	1.0
全リン (mg/ℓ)	—	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
電気伝導率 (mS/m)	—	12	11	14	9	10

採水地点 年 度 測定項目	環境基準	油ヶ淵 (湖沼B類型)				
		27 見合橋				
		H26	H27	H28	H29	H30
流量 (m ³ /s)	—	H30実績から掲載				0.0
p H	6.5以上8.5以下					7.3
D O (mg/ℓ)	5以上					8.4
B O D (mg/ℓ)	—					2.5
C O D (mg/ℓ)	5以下					6.2
S S (mg/ℓ)	15以上					20
全窒素 (mg/ℓ)	—					2.2
全リン (mg/ℓ)	—					0.3
電気伝導率 (mS/m)	—					30

(注) (1) :環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

(注) (3) 環境基準未指定河川の石田川、吹戸川及び上倉用悪水の環境基準は、流入する猿渡川に準じてD類型の環境基準を適用した。

(6) 河川水質・底質の細密調査結果

(平成30年度)

分析項目	単位	調査地点					環境基準 C類型 (河川)	
		長田川 (C類型)				朝鮮川 (C類型)		
		毛賀知橋	記念橋	榎前橋	長田橋	山田橋		
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.8		
一般項目	採取日	月日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	-
	採取時間	時:分	15:15	14:55	13:20	12:35	10:00	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	23.1	23.7	23.6	22.4	24.0	-
	外観	-	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	-
	臭気(冷)	-	無臭	無臭	微下水臭	無臭	無臭	-
	透視度	度	67	100<	74	100<	45	-
	水温	℃	22.6	20.4	21.3	22.0	17.9	-
	水深	m	0.69	0.24	0.30	0.85	0.08	-
	川幅	m	4.40	6.20	7.60	14.00	4.00	-
	流量	m ³ /s	0.130	0.349	0.651	0.408	0.076	-
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.3	7.2	7.3	7.2	6.6	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	10	10	9.2	8.0	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.3	1.4	2.6	2.2	1.8	5以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	7.6	3.4	5.0	5.3	5.1	-
	浮遊物質量(SS)	mg/L	4	2	4	6	9	50以下
	総窒素(T-N)	mg/L	4.6	2.1	3.3	3.6	3.1	-
	総リン(T-P)	mg/L	6.7	1.2	1.3	1.9	0.23	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	0.02	0.18	0.07	0.07	-
	電気伝導率	mS/m	34	21	26	29	18	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	330000	33000	110000	33000	130000	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	0.02	0.05	0.02	<0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01以下	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.032	0.015	0.039	0.033	0.006	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	0.07	-	-	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	2.6	-	-	-	1.3	-
	亜鉛含有量	mg/kg	68	-	-	-	12	-
	銅含有量	mg/kg	10	-	-	-	2.0	-
	総水銀含有量	mg/kg	0.01	-	-	-	<0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	20	-	-	-	5	-
	砒素含有量	mg/kg	<0.5	-	-	-	<0.5	-
	総窒素含有量	mg/g	420	-	-	-	71	-
総リン含有量	mg/g	330	-	-	-	74	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

分析項目	単位	調査地点									環境基準 C類型 (河川)
		半場川 (C類型)			稗田川 (C類型)		鹿乗川 (C類型)				
		隅田橋	和泉橋	内浜橋	デンソー 高棚南	高棚橋	東鹿乗橋	秋葉下橋	居林橋		
		No.5	No.6	No.7	No.9	No.10	No.19	No.20	No.21		
一般項目	採取日	月日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	-
	採取時間	時:分	13:30	13:10	12:15	13:55	14:20	8:45	9:30	10:30	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	23.0	24.7	21.9	23.9	23.9	18.3	19.7	20.4	-
	外観	-	無色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	無色	無色	-
	臭気(冷)	-	無臭	無臭	無臭	無臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	-
	透視度	度	100<	58	32	55	49	47	55	59	-
	水温	℃	20.9	21.8	21.0	21.9	20.2	19.2	18.9	18.7	-
	水深	m	0.13	0.40	1.50	0.08	0.41	0.30	0.45	0.57	-
	川幅	m	4.60	4.80	27.60	1.40	4.60	6.60	10.20	11.00	-
	流量	m ³ /s	0.127	0.131	0.352	0.008	0.032	0.652	0.731	1.197	-
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.8	9.9	7.6	9.7	12	6.0	5.6	5.8	5以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.3	1.5	1.3	5.6	2.0	3.9	3.9	2.9	5以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.5	4.8	4.8	6.4	7.0	6.0	5.8	4.5	-
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	4	3	11	17	12	16	9	7	50以下
	全窒素(T-N)	mg/L	2.6	2.6	3.1	4.6	2.9	2.6	2.9	2.4	-
	全リン(T-P)	mg/L	0.17	0.18	0.22	0.24	0.20	0.40	0.32	0.25	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.07	0.07	0.03	0.17	0.10	0.03	0.04	0.05	-
	電気伝導率	mS/m	16	18	28	39	25	23	24	22	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	79000	79000	79000	130000	170000	13000	2400	490	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03	0.03	0.01	0.07	0.04	0.01	0.01	0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01以下	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.006	0.006	0.016	0.019	0.009	0.014	0.012	0.009	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	-	-	-	<0.05	0.06	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	2.5	-	-	-	2.4	3	-	1.7	-
	亜鉛含有量	mg/kg	36	-	-	-	36	110	-	33	-
	銅含有量	mg/kg	4.5	-	-	-	5.8	12	-	3.4	-
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	-	-	-	0.01	0.02	-	0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	5	-	-	-	19	11	-	10	-
	砒素含有量	mg/kg	<0.5	-	-	-	1.0	1.0	-	0.6	-
	総窒素含有量	mg/g	190	-	-	-	120	300	-	170	-
総リン含有量	mg/g	110	-	-	-	140	580	-	150	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

分析項目	単位	調査地点									環境基準 (D類型 河川)
		西鹿乗川 (類型未指定)	勢井前川 (類型未指定)	追田川 (類型未指定)			猿渡川 (D類型)				
		西鹿乗橋 No.22	栄古橋 No.23	北安城駅 東 No.24	広畔橋 No.25	鹿乗川 合流地点 No.26	宮橋 No.11	野池橋 No.12	二百目橋 No.13		
一般項目	採取日	月日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	-
	採取時間	時:分	08:20	09:10	16:05	14:00	10:55	08:20	09:00	10:15	-
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	17.8	19.4	22.9	23.1	25.6	21.4	23.3	25.8	-
	外観	-	淡黄色	無色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	-
	臭気(冷)	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	微下水臭	微下水臭	-
	透視度	度	43	61	100<	100<	100<	100<	100<	100<	-
	水温	℃	16.4	18.6	20.4	22.2	18.8	17.8	17.9	18.9	-
	水深	m	0.44	0.26	0.08	0.08	0.17	0.40	1.03	0.40	-
	川幅	m	5.00	5.00	2.40	4.80	3.40	8.60	5.40	12.00	-
流量	m ³ /s	0.209	0.069	0.055	0.133	0.264	0.421	0.276	0.509	-	
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	6.8	6.9	7.1	7.8	8.6	7.1	6.9	7.0	6.0~8.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.8	8.6	9.7	13	13	9.5	9.4	10	2以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.3	1.2	2.4	1.8	1.3	1.4	1.0	0.9	8以下
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.0	3.5	5.1	6.2	4.4	4.0	3.4	3.7	-
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	8	4	3	1	2	5	3	4	100以下
	全窒素(T-N)	mg/L	2.6	2.0	3.3	2.2	1.0	3.8	2.7	2.9	-
	全リン(T-P)	mg/L	0.17	0.12	0.49	0.17	0.095	0.19	0.15	0.16	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	0.05	0.12	0.04	0.01	0.07	0.05	0.04	-
	電気伝導率	mS/m	23	19	40	39	20	25	17	20	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	1300	790	1700	7900	330	33000	17000	49000	-
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	-
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01以下	
亜鉛(Zn)	mg/L	0.009	0.006	0.007	0.006	0.004	0.059	0.019	0.025	0.03以下	
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	0.05	0.08	0.09	-	<0.05	-	<0.05	-
	鉛含有量	mg/kg	3.3	3.6	6.1	5.2	-	1.2	-	1.1	-
	亜鉛含有量	mg/kg	43	47	93	110	-	17	-	26	-
	銅含有量	mg/kg	4.9	6.6	23	31	-	1.6	-	2.5	-
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	0.01	0.01	0.01	-	<0.01	-	<0.01	-
	総クロム含有量	mg/kg	23	7	21	28	-	3	-	9	-
	砒素含有量	mg/kg	1.0	0.6	1.1	1.3	-	<0.5	-	<0.5	-
	総窒素含有量	mg/g	160	310	240	430	-	64	-	96	-
総リン含有量	mg/g	260	250	220	200	-	70	-	46	-	

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) : 環境基準値を超えたもの。

(注) (3) 環境環境基準未指定河川の西鹿乗川、勢井前川、追田川の環境基準は、流入する鹿乗川に準じてC類型の環境基準を適用した。

分析項目	単位	吹戸川 (類型未指定)						石田川 (類型未指定)		上倉用悪水 (類型未指定)		油ヶ淵 (B類型)	環境基準
		谷田橋		依佐美団 地下流		石田橋		御幸橋	アイシン 機工南	見合橋		B類型 (湖沼)	
		No.14		No.15		No.16		No.17	No.18	No.27			
一般項目	採取日	月日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	11月8日	-	-	
	採取時間	時:分	11:20	11:50	09:40	10:50	12:55	11:30	-	-	-	-	
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	-	
	気温	℃	22.4	24.4	23.6	22.1	23.7	26.0	-	-	-	-	
	外観	-	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	-	-	
	臭気(冷)	-	無臭	微下水臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-	-	
	透視度	度	49	55	100<	61	63	14	-	-	-	-	
	水温	℃	18.8	21.2	17.7	18.9	18.6	20.5	-	-	-	-	
	水深	m	0.27	0.31	0.78	0.08	0.13	-	-	-	-	-	
	川幅	m	2.00	7.00	4.00	4.00	4.00	-	-	-	-	-	
流量	m ³ /s	0.048	0.095	0.039	0.068	0.190	-	-	-	-	-		
水質項目	水素イオン濃度(pH)	-	7.0	7.0	6.6	7.2	7.5	7.1	6.5~8.5	-	-		
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.3	6.7	5.7	8.7	12	7.9	5以上	-	-		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.6	4.7	2.3	3.1	0.9	3.5	-	-	-		
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	6.2	9.7	3.6	6.6	3.5	7.7	5以下	-	-		
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	18	1	5	4	15	15以下	-	-		
	全窒素(T-N)	mg/L	3.7	2.5	2.2	1.1	0.8	1.9	-	-	-		
	全リン(T-P)	mg/L	0.29	0.27	0.12	0.11	0.072	0.35	-	-	-		
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.14	0.08	0.03	0.01	<0.01	0.01	-	-	-		
	電気伝導率	mS/m	20	21	18	18	11	25	-	-	-		
	大腸菌群数	MPN/100ml	33000	24000	240000	490000	13000	7900	-	-	-		
	陰イオン界面活性剤カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	-	-		
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと	-	-		
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	-	-		
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下	-	-		
	砒素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	-	-		
総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	-	-			
銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01以下	-	-			
亜鉛(Zn)	mg/L	0.013	0.021	0.014	0.027	0.005	0.012	0.03以下	-	-			
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	-	<0.05	0.07	-	0.18	0.35	-	-	-		
	鉛含有量	mg/kg	-	1.3	2.6	-	17	32	-	-	-		
	亜鉛含有量	mg/kg	-	51	71	-	88	370	-	-	-		
	銅含有量	mg/kg	-	5.5	11	-	64	56	-	-	-		
	総水銀含有量	mg/kg	-	<0.01	<0.01	-	0.02	0.11	-	-	-		
	総クロム含有量	mg/kg	-	8	12	-	79	54	-	-	-		
	砒素含有量	mg/kg	-	<0.5	1.2	-	4.3	5.2	-	-	-		
	総窒素含有量	mg/g	-	220	100	-	250	2100	-	-	-		
総リン含有量	mg/g	-	97	150	-	240	3000	-	-	-			

(注) (1) NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥資料に対する濃度。

(注) (2) 環境環境基準未指定河川の吹戸川、石田川、上倉用悪水の環境基準は、流入する猿渡川に準じてD類型の環境基準を適用した。

2 騒音・振動

(1) 自動車交通騒音測定結果

(単位：dB)

地点番号	路線名	車線数	測定場所	道路路端からの距離(m)	測定年月日	昼間	夜間	用途地域	要請限度			適合状況
									区分	昼間	夜間	
4	国道1号線	4	東栄町3丁目	0.0	H30.12.18～H30.12.20	71	67	準住居	b	75	70	○
5	国道23号線	4	城ヶ入町団戸	0.0	H30.12.18～H30.12.20	65	63	調整	b	75	70	○
6	県道豊田安城線	2	橋目町公民館	0.0	H30.11.19～H30.11.22	69	67	調整	b	75	70	○
7	県道安城碧南線	2	安城市役所	0.0	H30.12.18～H30.12.20	67	63	近商	c	75	70	○
8	県道岡崎半田線	2	高棚町土井ノ内	0.0	H30.12.18～H30.12.20	70	67	調整	b	75	70	○
9	県道岡崎刈谷線	2	大山町1丁目	0.0	H30.11.27～H30.11.30	69	67	準住居	b	75	70	○
10	県道安城幸田線	2	河野町公民館	0.8	H30.12.18～H30.12.21	71	68	調整	b	75	70	○
11	県道豊田一色線	4	三河安城南町1丁目	0.0	H31.1.8～H31.1.11	67	63	近商	c	75	70	○

※地点番号6 測定は平面側道で実施した。

※道路交通騒音の適合状況の判断は要請限度に基づいて行った。

(2) 道路交通振動測定結果

測定場所	国道1号		県道岡崎刈谷線	
	東栄町3丁目		大山町一丁目	
測定年月日	H31.1.29～H31.1.30		H30.11.27～H30.11.28	
区分	測定値	要請限度	測定値	要請限度
昼間	39	65	37	65
夜間	38	60	33	60

※道路交通振動の適合状況判断は要請限度に基づいて行った。

(3) 主要路線（国道1号線、国道23号線）自動車交通騒音の経年変化

① 国道1号線（消防今村分団詰所） 準住居地域 4車線 (単位：dB)

年度												要請限度
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
区分												
昼間	6:00～22:00	64	63	63	68	63	63	63	63	66	71	75
夜間	22:00～6:00	63	62	63	67	62	62	62	62	65	67	70

※平成23年度までは県が測定。

② 国道23号線（城ヶ入町団戸） 調整区域 4車線 (単位：dB)

年度												要請限度
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
区分												
昼間	8:00～19:00		64	61	66	64	65	63	63	64	65	75
夜間	22:00～6:00		59	58	62	62	63	62	61	62	63	70

※H21年度は未測定

※平成23年度までは榎前町西林にて測定

(4) 主要路線（国道1号線）道路交通振動の経年変化

準住居地域 4車線 消防今村分団詰所

(単位：dB)

年度												要請限度
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
区分												
昼間	7:00～20:00	40	39	40	40	39	37	38	41	37	39	65
夜間	20:00～7:00	39	40	41	40	40	38	39	41	37	38	60

(5) 自動車騒音常時監視結果

環境基準の達成状況

路線名 (測定地点)	評価区間			等価騒音 レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価			
	始点	終点	区間の 延長 (km)	環境基準達成率 (達成戸数)			区間内 全戸数		
				昼間	夜間	昼夜			
一般国道1号 (尾崎町西勘定9-2)	柿碕町	東栄町	1.9	71	67	97.6% (41)	90.5% (38)	90.5% (38)	42
一般国道1号 (東栄町3-7-15)	東栄町	今本町	2.2	67	65	100.0% (640)	87.3% (559)	87.3% (559)	640
一般国道23号 (城ヶ入町団戸118)	城ヶ入町	和泉町	1.7	65	63	89.8% (88)	85.7% (84)	85.7% (84)	98
安城碧南線 (桜町18-23)	大東町	小堤町	1.2	67	63	100.0% (452)	100.0% (452)	100.0% (452)	452
平成30年度環境基準の面的評価達成状況						99.1% (1,221)	92.0% (1,133)	92.0% (1,133)	1,232

注1 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準は、昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～翌朝6時）65dB。環境基準値を超過した等価騒音レベルを、■で示した。

注2 面的評価は、道路から50m範囲内の全ての住戸等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住戸等の戸数及び割合を算出することにより評価を行った。

注3 環境基準達成率は、評価区間内の戸数で評価した。

(6) 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況

資料：県環境部

測定場所	用途地域 (地域類型)	東京起 点距離 (km)	測定 地点 側の 軌道	構造物の種類		軌道の 種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	騒音測定結果		環境基準 (dB)
				種類	軌道の 高さ				2.5 m (dB)	5.0 m (dB)	
古井町 井ノ池	1種住居 (I)	308.0	下り	ラーメン 高架 (RC)	6.5	有道床 バラストマット 有	H28.6.29	259	72	66	70
							H29.7.4	262	71	64	
							H30.6.26	275	68	62	
百石町	1種 中高住 (I)	310.7	下り	ラーメン 高架 (RC)	5.2	有道床 バラストマット 有	H28.9.21	250	73	65	70
							H29.11.2	260	72	66	
							H30.9.27	264	72	66	
美園町	1種 中高住 (I)	313.7	下り	盛土	6.0	有道床 バラストマット 有	H28.9.21	270	70	68	70
							H29.9.14	260	70	68	
							H30.9.27	259	71	69	

■ は環境基準を超えたことを表す。

(7) 新幹線鉄道振動指針値達成状況

資料：県環境部

測定場所	用途地域 (地域類型)	東京起 点距離 (km)	測定 地点 側の 軌道	構造物の種類		軌道の 種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	振動測定結果		指針値 (dB)
				種類	軌道の 高さ				12.5m (dB)	2.5m (dB)	
古井町 井ノ池	1種住居 (I)	308.0	下り	ラーメン 高架 (RC)	6.5	有道床 バラストマット 有	H28.6.29	259	68	65	70
							H29.7.4	262	67	64	
							H30.6.26	275	69	65	

○ 新幹線鉄道騒音関係法令等

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」

昭和50. 7. 29 環境庁告示46号

「新幹線鉄道騒音対策要綱」

昭和50. 7. 29 環境庁告示46号

「新幹線鉄道騒音振動障害防止対策処理要綱」

昭和50. 7. 29 環境庁告示46号

3 大気汚染

(1) 大気汚染測定地点

(平成30年度)

調査地点	項目	SO ₂	NO _x	SPM	PM2.5	O _x	風向	風速	雨水
大気測定局	市役所	○	○	○			○	○	○
県大気測定局	安城農林高校	○	○	○	○	○	○	○	

※PM2.5は平成23年度から測定。

※西部公民館は平成28年度をもって終了。

※大気測定局（市役所）は、平成29年12月以降データ欠測。

※雨水については、土木課河川係が所管。

(2) 県大気測定所(安城農林高校)における測定結果

① 二酸化硫黄 (SO₂)

資料：県環境部

項目 年度	測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年 平均 値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数とその割合		1日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		環 境 基 準 の 適 否	1日平均 値の2% 除外値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
H21	365	8661	0.001	0	0	0	0	○	0.003	0.020
H22	365	8667	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.016
H23	365	8670	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.014
H24	365	8660	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.009
H25	358	8559	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.008
H26	365	8656	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.009
H27	364	8647	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.010
H28	365	8670	0.001	0	0	0	0	○	0.001	0.009
H29	333	7934	0.000	0	0	0	0	○	0.001	0.009
H30	365	8671	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.009

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

資料：県環境部

項目 年度	測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年 平均 値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		1日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		環 境 基 準 の 適 否	1日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
H21	362	8681	0.021	5	0.1	0	0	○	0.048	0.452
H22	359	8639	0.019	0	0	0	0	○	0.049	0.142
H23	363	8708	0.018	0	0	0	0	○	0.046	0.155
H24	362	8675	0.018	0	0	0	0	○	0.052	0.123
H25	357	8584	0.023	0	0	0	0	○	0.054	0.168
H26	361	8663	0.022	0	0	0	0	○	0.052	0.119
H27	362	8684	0.021	0	0	0	0	○	0.049	0.126
H28	359	8643	0.017	0	0	0	0	○	0.037	0.100
H29	361	8665	0.016	0	0	0	0	○	0.037	0.084
H30	360	8655	0.018	1	0	0	0	○	0.049	0.222

③ 二酸化窒素 (NO₂)

資料：県環境部

項目 年度	測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年 平均 値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		環 境 基 準 の 適 否	1日平均 値の年間 98%値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)
				(日)	(%)	(日)	(%)			
H21	365	8675	0.015	0	0	1	0.3	○	0.03	0.062
H22	365	8675	0.015	0	0	0	0	○	0.031	0.056
H23	365	8679	0.014	0	0	0	0	○	0.03	0.061
H24	365	8668	0.014	0	0	0	0	○	0.03	0.050
H25	361	8594	0.013	0	0	0	0	○	0.029	0.062
H26	365	8669	0.012	0	0	0	0	○	0.028	0.054
H27	365	8664	0.012	0	0	0	0	○	0.026	0.049
H28	361	8580	0.011	0	0	1	0.3	○	0.026	0.057
H29	365	8675	0.011	0	0	0	0	○	0.026	0.059
H30	363	8662	0.011	0	0	0	0	○	0.026	0.054

④ 光化学オキシダント(OX)

資料：県環境部

年度	項目	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				環境適否基準	昼間の1時間値の最高値 (ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)		
H21		363	5392	0.032	686	12.7	114	31.4	9	0.2	3	0.5	×	0.130
H22		365	5436	0.032	551	10.1	102	27.9	2	0.04	2	0.5	×	0.121
H23		366	5434	0.03	472	8.7	94	25.7	2	0.04	2	0.3	×	0.134
H24		365	5422	0.032	519	9.6	99	27.1	2	0.04	1	0	×	0.113
H25		363	5381	0.034	585	10.9	106	29.2	0	0	0	0	×	0.105
H26		365	5387	0.032	549	10.2	102	27.9	0	0	0	0	×	0.105
H27		361	5344	0.031	457	8.6	87	24.1	3	0.1	1	0.3	×	0.135
H28		363	5385	0.032	397	7.4	79	21.8	1	0.0002	1	0.3	×	0.122
H29		365	5403	0.031	434	8.0	90	24.7	0	0	0	0	×	0.111
H30		365	5422	0.031	399	7.4	77	21.1	1	0	1	0.3	×	0.120

(注) 昼間の時間(5時-20時)についての評価である。

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

資料：県環境部

年度	項目	測定日数 (日)	長期的評価					長期的評価(黄砂の影響を除く)						
			短期基準			長期基準		短期基準			長期基準			
			1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の適否
			(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
H23		331	27	8.2	47.4	×	20.0	×	26	7.9	47.4	×	20.0	×
H24		361	19	5.3	44.5	×	18.1	×	15	4.2	38.9	×	17.7	×
H25		345	28	8.1	45.9	×	19.8	×	28	8.1	45.9	×	19.8	×
H26		355	17	4.8	43.2	×	18.3	×	14	4	40.4	×	18.1	×
H27		358	12	3.4	36.2	×	16.6	×	12	3.4	36.2	×	16.6	×
H28		345	3	0.9	30.8	○	14.9	○	3	0.9	30.8	○	14.9	○
H29		363	3	0.8	32.9	○	15.3	×	3	0.8	32.9	○	15.2	×
H30		362	8	2.2	35.2	×	14.4	○	8	2.2	35.2	×	14.4	○

4 悪臭

嗅覚測定法による臭気指数測定結果

測定業種	化学工業	畜産業	飲食業
測定年月日	H31.2.21	H31.2.21	H31.2.21
気象条件	天候	晴	晴
	気温 (°C)	14.1	13.2
	湿度 (%)	24	29
	風向	北西	北西
	風速 (m/s)	1.7	0.6
臭質	発酵臭	糞尿臭	調理臭
臭気指数	13	14	13
判定	×	○	×
規制地域	第1種地域	第3種地域	第1種地域
規制基準 (敷地境界)	12	18	12

5 地盤沈下

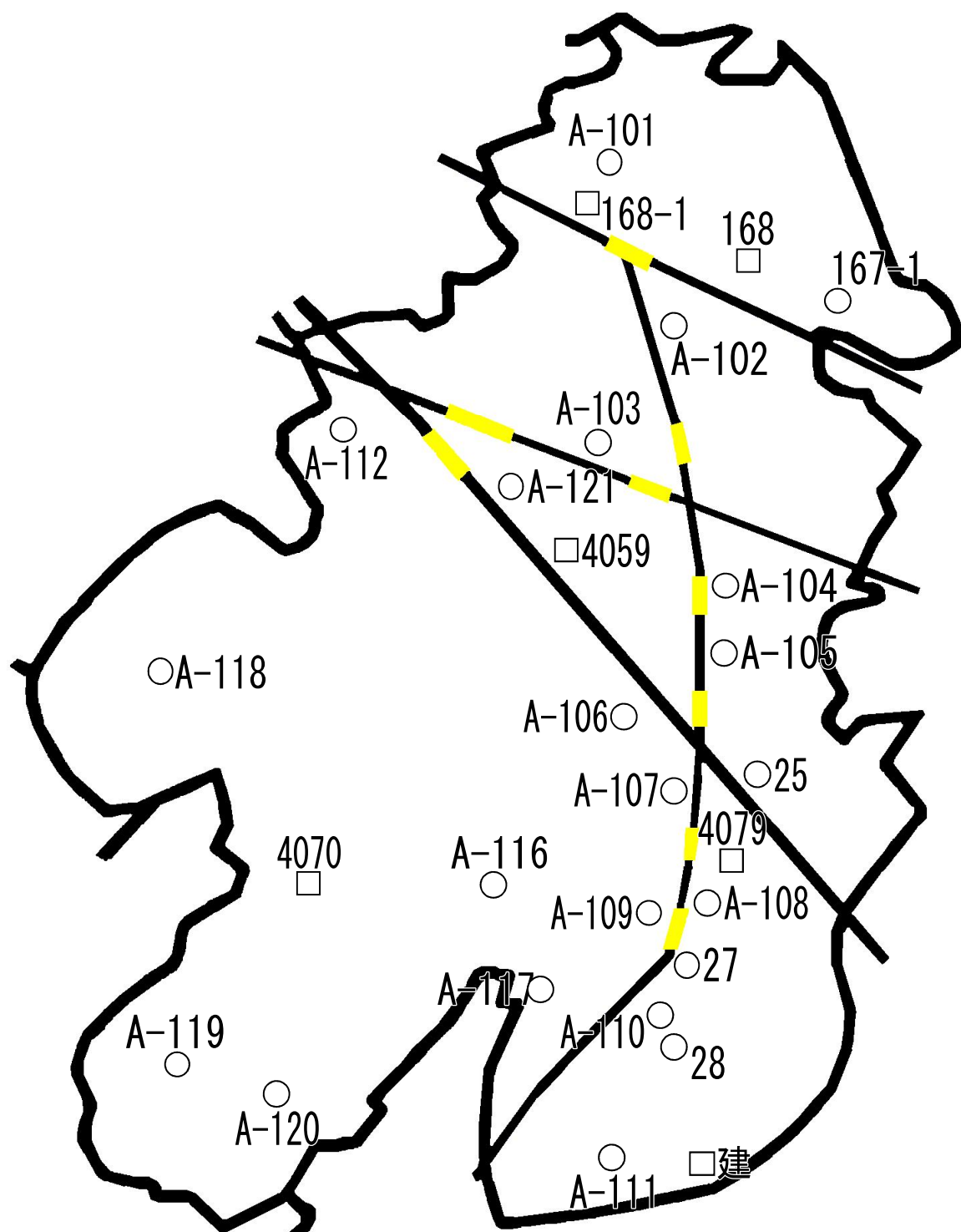
(1) 地盤沈下水準点測定結果

(注) 標高は全て基準水準点(岡崎市康生町及び西尾市吉良町)を不動と仮定。
(単位: m)

番号	町名	字名	基準年	基準標高	27年度標高	29年度標高	変動量
167-1	尾崎	西勘定16-1	昭和48年	21.6823	-	-	-
168	東栄	柳原9-3	〃	21.9155	-	-	-
168-1	今本	1丁目830	〃	18.7039	-	-	-
4059	桜	291	〃	17.0941	-	-	-
4070	和泉	西湫27-11	〃	10.3567	-	-	-
4079	桜井	桜林16-1	昭和49年	11.7887	-	-	-
建-藤井量 水標(右 岸)	藤井	矢作川 右岸堤防	昭和48年	14.731	-	-	-
25	古井	稲尾	〃	10.2339	-	-	-
27	桜井	大役田1-1	平成09年	12.1875	-	-	-
28	小川	志茂3-1	昭和48年	10.4182	-	-	-
A-101	今本	1丁目 260-1	〃	15.4194	-	-	-
A-102	新田	新栄77	〃	20.1727	-	-	-
A-103	大東	149	〃	17.676	-	-	-
A-104	安城	若宮70-14	〃	15.2744	-	-	-
A-105	安城	城堀48-1	平成03年	10.7551	-	-	-
A-106	安城	庚申11	昭和48年	14.8706	-	-	-
A-107	古井	五徳山	平成10年	13.3871	-	-	-
A-108	桜井	下谷112-1	昭和48年	13.6219	-	-	-
A-109	桜井	貝戸尻55	〃	12.1531	-	-	-
A-110	小川	志茂3-1	〃	11.9467	-	-	-
A-111	藤井	西山190-1	〃	14.6068	-	-	-
A-112	緑	1丁目27-4	〃	15.4903	-	-	-
A-116	石井	石原67-2	〃	11.9109	-	-	-
A-117	小川	山中185-3	〃	10.7608	-	-	-
A-118	高棚	蛭田44	〃	9.0278	-	-	-
A-119	東端	明和66-1	〃	7.1352	-	-	-
A-120	根崎	南荒子1	〃	4.8704	-	-	-
A-121	横山	寺下41	昭和48年	16.2786	-	-	-

※西三河と東三河は隔年で観測、平成25, 27, 29年度安城市内での測定はなし。
※資料は愛知県環境部の発表による。

地盤沈下水準点測定箇所



(注) □印は国道地理院測定地点を示す。
○印は愛知県測定地点を示す。

6 ダイオキシン類

(1) 排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果（平成30年度）

安城市環境クリーンセンターの概要

稼働日：平成9年3月20日

焼却能力：240 t/日（120 t/日 × 2基）

（単位：ng-TEQ/m³N）

調査地点		測定値	法規制値※	判定
安城市環境 クリーンセンター	1号炉	0.0051	1	○
	2号炉	0.00071	〔平成12年1月15日以降の 新設炉は 0.1〕	○

※ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の大気排出基準

注： ナノグラム ng は10億分の1g

(2) 大気環境中におけるダイオキシン類測定結果（平成30年度）

（資料 愛知県環境部 単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	環境基準	判定
安城農林高校	0.0091	0.035	0.015	0.027	0.022	0.6以下	○

注： ピコグラム pg は1兆分の1g

7 基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(平成5年11月19日政令371)に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値 (湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
(注)
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2,3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1,2,3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
(注)
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 環境基準に係る水域類型の指定

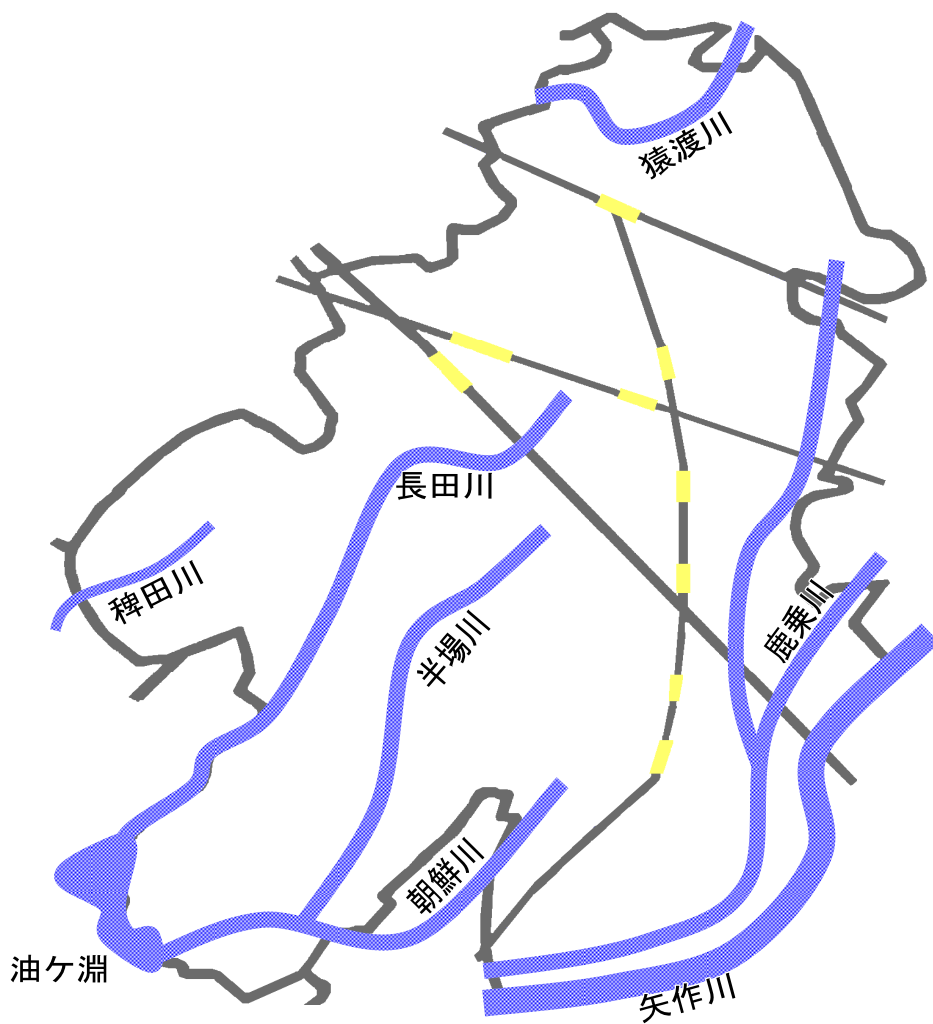
水域区分	水 域 名	該当類型	達成期間
矢作川水域	矢 作 川 上 流 (1) (矢作ダムより上流の矢作川)	AA	イ
	矢 作 川 上 流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ
	矢 作 川 下 流 (明治用水頭首工より下流)	A	イ
	鹿 乗 川 (全 域)	C	イ
境川等水域	猿 渡 川 (全 域)	C	イ
	朝 鮮 川 (全 域)	B	イ
	半 場 川 (全 域)	C	イ
	長 田 川 (全 域)	B	イ
	稗 田 川 (全 域)	C	イ
	油 ケ 淵 (全 域)	B	イ

◆達成期間の分類は以下のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成



(4) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型	1種低住、2種低住	55	d B以下	45
	1種中住、2種中住 田園住居		d B以下	
B類型	1種住居、2種住居 準住居、調整区域			
C類型	近隣商業、商業 準工、工業	60	d B以下	50 d B以下

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60	d B以下	55 d B以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65	d B以下	60
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域				

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
70 d B以下	65 d B以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 d B以下、夜間にあつては40 d B以下）によることができる。	

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(5) 特定工場等に係る規制基準

時間の区分			騒音 (d B)			振動 (d B)		
地域の区分			昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間	
騒音規制法	振動規制法	条 例	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時	
第1種区域	第1種区域	1種低住、1種中住、 2種低住、2種中住、 田園住居	45	40	40	60	55	
第2種区域		1種住居、2種住居、 準住居	50	45	40	65	55	
第3種区域	第2種区域	調整区域	60	55	50	65	60	
		近隣商業、商業、準工	65	60	50			
第4種区域		工業	70	65	60	70	65	
			工専	75	75	70	75	70
			都市計画区域以外の地域	60	55	50	65	60

(6) 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			基 準 値	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
a	1種低住、2種低住、1種中住、 2種中住、田園住居	1車線	65 d B以下	55 d B以下
		2車線以上	70	65
b	1種住居、2種住居、準住居、 調整区域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
c	近隣商業、商業、準工、工業	1車線	75	70
		2車線以上	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域			75	70

(注) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による処置をとるよう要請する際の限度をいう。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		昼間 (7～20時)	夜間 (20～翌日の7時)
第1種	1種低住、2種低住、1種中住、2種中住、 1種住居、2種住居、準住居、田園住居	65 d B以下	60 d B以下
第2種	近隣商業、商業、準工、工業、調整区域	70 d B以下	65 d B以下

(8) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	
	環境基準	評価方法 長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m ³ に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから 2% の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。
ベンゼン (C ₆ H ₆)	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
トリクロロエチレン (C ₂ HCl ₃)	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
テトラクロロエチレン (C ₂ HCl ₄)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
ジクロロメタン (CH ₂ Cl ₂)	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価

物質	環境上の条件		
	環境基準	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。	1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

(ア) 敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	1.2	1.5	1.8

(イ) 煙突等の気体排出口における規制基準

気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が①(ア)の敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値

(ウ) 排水口からの排水に係る規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	2.8	3.1	3.4

(注) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気(試料が水の場合は無臭の水)で希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 1.0 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数1.0 : ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数1.2～1.5 : 気をつければ分かる臭気(希釈倍数1.6～3.2倍)

臭気指数1.8～2.1 : らくに感知できる臭気(希釈倍数6.3～12.6倍)

②規制地域

第1種地域 : 1種低住、1種・2種中高住、1種住居、準住居、商業、近隣商業、準工業地域

第2種地域 : 工業地域

第3種地域 : 工業専用地域及び市街化調整区域

9 公害苦情

(1) 発生源・種類別苦情処理件数

(平成30年度)

発生源	種類									計	比率 (%)
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他			
農業	16	0	0	0	1	0	0	0	0	17	11.0
建設業	7	0	10	0	1	0	0	1	1	19	12.3
製造業	3	0	6	0	4	0	0	1	1	14	9.0
卸売・小売業・飲食店	3	0	5	0	2	0	0	0	0	10	6.4
家庭生活	34	2	1	0	6	0	0	16	16	59	38.1
空地	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	5.8
その他	5	8	5	0	6	0	0	3	3	27	17.4
計	68	10	27	0	20	0	0	30	30	155	100

(2) 月別・種類別苦情処理件数

(平成30年度)

月	種類										合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	雑草		
4	1	1	2	0	1	0	0	1	1	6	
5	4	3	1	0	2	0	0	3	2	13	
6	6	0	5	0	3	0	0	6	5	20	
7	9	0	0	0	2	0	0	5	5	16	
8	6	0	1	0	2	0	0	6	5	15	
9	5	0	3	0	3	0	0	2	1	13	
10	9	1	3	0	1	0	0	3	2	17	
11	7	0	2	0	2	0	0	4	3	15	
12	6	1	3	0	0	0	0	0	0	10	
1	7	1	2	0	0	0	0	0	0	10	
2	3	1	2	0	1	0	0	0	0	7	
3	5	2	3	0	3	0	0	0	0	13	
計	68	10	27	0	20	0	0	30	24	155	
比率 (%)	43.9%	6.4%	17.4%	0.0%	12.9%	0.0%	0.0%	19.4%	15.5%	100%	

(3) 用途地域別苦情処理件数

(平成30年度)

用途地域	一 種 低 住	一 種 中 高 住	二 種 中 高 住	一 種 住 居	準 住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	工 業 専 用	調 整 区 域	(不 明 市 外)	合 計
件数	3	13	0	27	5	5	4	3	8	2	80	5	155

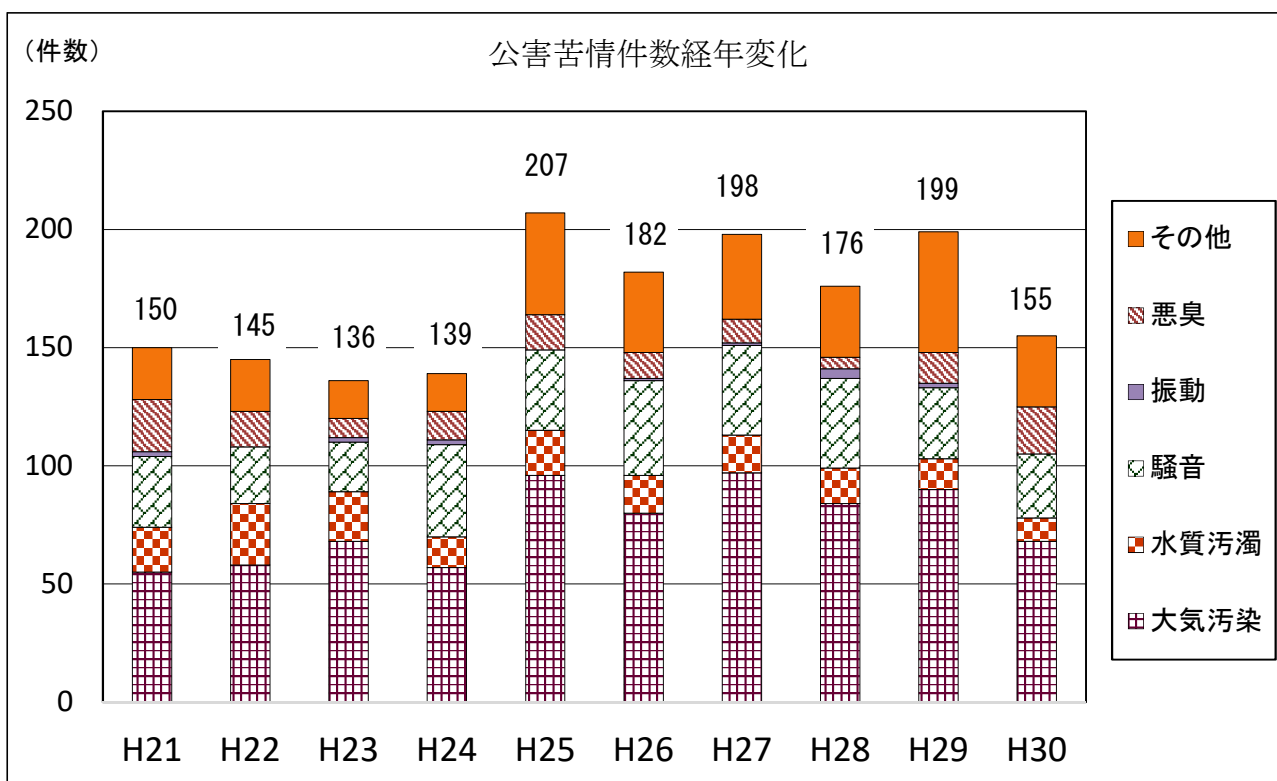
(4) 被害の種類別苦情処理件数

(平成30年度)

種類	健康	財産	動・植物	感覚的・ 心理的	その他	合計
大気汚染	0	1	0	66	1	68
水質汚濁	0	0	0	4	6	10
騒音	1	1	0	25	0	27
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	20	0	20
その他	0	1	0	29	0	30
合計	1	3	0	144	7	155

(5) 苦情件数経年変化

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
H21	55	19	30	2	22	22	150
H22	58	26	24	0	15	22	145
H23	68	21	21	2	8	16	136
H24	57	13	39	2	12	16	139
H25	96	19	34	0	15	43	207
H26	80	16	40	1	11	34	182
H27	97	16	38	1	10	36	198
H28	84	15	38	4	5	30	176
H29	90	13	30	2	13	51	199
H30	68	10	27	0	20	30	155



9 対策

(1) 公害防止協定(～H31.1.31)及び環境保全協定(H31.2.1～)の締結状況

平成31年1月31日までは、公害防止協定として締結。平成31年2月1日に環境保全指導要綱を制定し、これ以降は環境保全協定として締結。平成31年3月31日までに環境保全協定を締結した事業所はありません。

企業名	締結年月日	備考
1 アイシン・エイ・ダブリュ(株)	S 4 6. 9. 1 7	新設
2 愛三工業(株)安城工場	S 4 6. 9. 1 7	新設
3 (株)デンソー安城製作所	S 4 6. 1 0. 1 8	増設
4 丸中鍛工(株)	S 4 7. 7. 1 1	新設
5 中部ビニール工業(株)	S 4 7. 7. 1 1	新設
6 (株)デンソー高棚製作所	S 4 7. 1 1. 7	新設
7 三井化学東セロ(株)安城工場	S 4 8. 1. 1 2	新設
8 (株)UACJ押出加工名古屋	S 4 8. 6. 1 5	増設
9 日本水産(株)安城工場	S 4 9. 1 1. 5	既設
10 (株)ユーハイム中央工場	S 4 9. 1 1. 5	既設
11 森永製菓(株)中京工場	S 4 9. 1 2. 2 0	既設
12 (有)山本鉄工所	S 4 9. 1 2. 2 0	既設
13 (株)マキタ	S 5 0. 3. 2 8	既設
14 (株)イノアックコーポレーション安城事業所	S 5 0. 3. 2 8	既設
15 アンデン(株)本社工場	S 5 0. 3. 2 8	既設
16 日本モウルド工業(株)	S 5 0. 3. 2 8	既設
17 アイシン精機(株)安城工場	S 5 0. 7. 2 2	既設
18 (株)イノアックコーポレーション桜井事業所	S 5 0. 7. 2 2	既設
19 (株)ニッセイ本社工場・減速機第2工場	S 5 0. 7. 2 2	既設
20 中央精機(株)尾崎工場	S 5 1. 1 0. 1 2	新設
21 (株)タチエス愛知工場	S 5 2. 6. 1	新設
22 (株)キヌウラ	S 5 2. 1 1. 2 6	既設
23 (株)テクノフォームジャパン	S 5 2. 1 1. 2 6	新設
24 豊臣機工(株)	S 5 4. 3. 2 7	既設
25 日本モウルド工業(株)東端工場	S 5 4. 3. 2 7	新設
26 サンデイリー(株)	S 5 5. 9. 3 0	新設
27 あいち中央農協総合センター	S 5 5. 9. 3 0	既設
28 (株)中央製作所	S 5 7. 5. 2 5	既設
29 アサヒ精機(株)	S 5 7. 6. 3	新設
30 メトロ電気工業(株)愛知工場	S 5 7. 1 2. 3	既設
31 竹内鉄工(株)	S 6 0. 3. 2 0	新設
32 アイシン精機(株)小川工場	S 6 0. 1 1. 2 1	新設
33 (株)ニッセイ安城南工場	S 6 1. 1. 7	新設
34 中部電力(株) (碧南火力発電所)	S 6 2. 8. 2 5	新設
	H 9. 1 2. 1 2	増設
35 山崎製パン(株)安城工場	S 6 3. 4. 1 9	新設
36 (株)平松木型製作所	S 6 3. 4. 1 9	新設
37 (株)フクテック	S 6 3. 4. 1 9	新設
38 東洋理工(株)	H 1. 8. 2 1	既設
39 アイシン・エイ・ダブリュ(株)工機工場	H 7. 4. 2 8	新設
40 ユケン工業(株)高棚工場	H 1 0. 6. 1 7	新設
41 (株)丹羽鉄工所	H 1 5. 7. 1	新設
42 (株)豊田自動織機安城工場	H 1 6. 9. 1 7	新設
43 (株)ツカモト	H 1 7. 7. 1 1	新設
44 (株)荒井道製作所明祥工場	H 1 8. 4. 1 8	新設
45 万能工業(株)明祥工場	H 1 8. 4. 2 4	新設
46 (株)デンソーエアシステムズ安城事業所	H 2 3. 1 1. 1	新設
合計		46件

(2) 水質汚濁防止事業

広報あんじょう10月1日号に生活排水対策啓発用記事を掲載

(3) 油ヶ淵浄化デー

実 施 日	清 掃 河 川	実施町内会
平成13年7月22日	朝鮮川	小川町
平成14年7月28日	油ヶ淵	東端町、根崎町
平成15年7月27日	長田川	福釜町
平成16年7月25日	半場川	城ヶ入町
平成17年7月24日	長田川	榎前町
平成18年7月30日	半場川	和泉町
平成20年7月19日	半場川・東隅田川	赤松町
平成21年7月26日	長田川	箕輪町
平成22年7月25日	半場川	城ヶ入町
平成23年7月24日	長田川	榎前町
平成24年7月22日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成25年7月28日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成26年7月27日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成27年7月26日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成28年7月24日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成29年7月23日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町
平成30年7月22日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端町、根崎町

※平成19年度は台風のため中止

10 附 録

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	209
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	1
5	金属の精製又は鋳造のために供する溶解炉	15
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のために供する加熱炉	48
9	窯業製品の製造のために供する焼成炉及び溶解炉	4
10	無機化学工業製品又は食料品の製造のために供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	23
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	11
30	ディーゼル機関	52
31	ガス機関	12
施 設 合 計		382
届出工場・事業場数		97

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	70
5	金属の精製又は鋳造のために供する溶解炉	4
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理のために供する加熱炉	0
10	焼成炉	9
11	直火炉	1
12	乾燥炉	6
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	2
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造のために供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	45
35-ヘ	金属の表面加工のために供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造のために供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	21
37	輸送用機械器具の製造のために供する塗装用乾燥施設	0
40	鋳造のために供するシェルモールド中子造型施設	22
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	0
45	ウレタンの製造のために供する発泡施設	0
46	接着剤塗布施設	0
施 設 合 計		180
届出工場・事業場数		47

(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	11
3	コンベア	33
4	破碎機・摩砕機	1
5	ふるい	0
施 設 合 計		45
届出工場・事業場数		14

(4) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 (平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	47
4	破砕機・粉碎機・摩砕機・研磨機	180
5	ふるい	5
6	打綿機・混打綿機	21
7	チップパー・碎木機	1
8	吹付け塗装機	10
施設合計		268
届出工場・事業場数		47

② 炭化水素系物質発生施設 (平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	18
施設合計		18
届出工場・事業場数		18

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成31年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

業種等名	事業場数		
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	合計
畜産農業	5 (0/1)	1 (0/0)	6 (0/1)
食料品製造業	9 (4/4)	3 (2/2)	12 (6/6)
繊維工業	1 (1/1)	0 (0/0)	1 (1/1)
パルプ・紙製造業	2 (2/2)	0 (0/0)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	43 (13/22)	6 (3/4)	49 (16/26)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	14 (3/5)	2 (0/0)	16 (3/5)
飲食店等	2 (0/1)	0 (0/0)	2 (0/1)
洗たく業	29 (0/0)	7 (0/0)	36 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (1/1)	2 (1/1)
自動式車両洗浄施設	49 (1/1)	16 (0/0)	65 (1/1)
試験研究機関	6 (0/1)	0 (0/0)	6 (0/1)
ごみ処理場	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	6 (5/5)	1 (0/1)	7 (5/6)
指定地域特定施設	31 (4/4)	13 (4/4)	44 (8/8)
その他	14 (3/3)	6 (1/1)	20 (4/4)
合計	216 (36/50)	56 (11/13)	272 (47/63)

()内は、総量規制対象事業場数/上乗せ基準適用事業場数

(6) 特定建設作業の届出件数

(平成31年3月31日現在)

騒音関係			届出件数	
法	条例	区分	騒音規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	28	1
2	2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	3	さく岩機を使用する作業	301	4
4	4	空気圧縮機を使用する作業	136	3
5	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6	-	バックホウを使用する作業	359	—
7	-	トラクターショベルを使用する作業	6	—
8	-	ブルドーザーを使用する作業	37	—
-	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	136
-	7	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	309
-	8	コンクリートカッターを使用する作業	—	483
-	9	ブルドーザー等を使用する作業	—	924
-	10	ロードローラー等を使用する作業	—	662
合 計			868	2,522

(平成31年3月31日現在)

振動関係			届出件数	
法	条例	区分	振動規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	41	1
2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	1	0
3	3	舗装版破碎機を使用する作業	6	1
4	4	ブレーカーを使用する作業	337	5
合 計			385	7

(7) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

① 騒音発生施設

(平成31年3月31日現在)

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	138	1,620
2	空気圧縮機及び冷凍機	302	3,008
3	土石用破碎機等	7	14
4	織機	28	798
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	123
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	13	11
10	合成樹脂用射出成型機	17	329
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	30	71
13	送風機及び排風機	68	1,498
14	走行クレーン	8	88
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	105
合 計		658	7,692

② 振動発生施設

(平成31年3月31日現在)

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	124	2,083
2	圧縮機及び冷凍機	226	2,326
3	土石用破砕機等	10	43
4	織機	30	370
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	5	55
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	19	837
10	鋳造型機	4	78
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	27	84
13	送風機及び排風機	106	2,178
合 計		555	8,079

(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成31年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	162	1,585
2	空気圧縮機等	261	1,973
3	土石用破砕機等	9	14
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	124
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	24	313
11	鋳造型機	0	17
合 計		541	4,879

(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成31年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	144	2,020
2	圧縮機	196	1,016
3	土石用破砕機等	12	47
4	織機	30	369
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	6	52
8	ゴム練用ロール機等	2	25
9	合成樹脂用射出成形機	28	880
10	鋳造型機	3	63
合 計		423	4,480

(10) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

(平成31年3月31日現在)

悪臭関係業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設	2
	ロ 牛房施設	6
	ハ 鶏飼育	2
	ニ うずら飼育	0
	小 計	10
2 飼料・肥料製造業		0
3 コーンスターチ製造業		0
4 レーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		0
6 セロファン製造業		0
7 ゴム製品製造業		1
8 石油化学工業		0
9 石油精製業		0
10 製造業		0
11 鋳物製造業		0
12 化製場		0
13 し尿処理施設		1
14 ごみ処理場		2
15 終末処理場		1
合 計		15

(11) 安城市環境基本条例

前文

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る方針

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(環境配慮型公共工事等への取組)

第10条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施行方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(公害の防止等)

第12条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第13条 市は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査、監視等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

(地球環境保全及び広域的連携)

第20条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

2 市は、市の実施する国際交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(12) 安城市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市環境基本条例（平成13年安城市条例第13号）第22条第5項の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認めた者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境都市推進課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 安城市環境保全対策協議会規則（昭和49年安城市規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成14年5月27日安城市規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日安城市規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第16号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日安城市規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。